

# 平成24年度 業績評価結果一覧表

## I. 健康保険

1. 保険運営の企画	評価
(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進	A'
(2) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策	A'
(3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進	A
(4) 調査研究の推進等	A'
(5) 広報の推進	A'
(6) 的確な財政運営	B

2. 健康保険給付等	評価
(1) サービス向上のための取組	B
(2) 高額療養費制度の周知	A'
(3) 窓口サービスの展開	B'
(4) 被扶養者資格の再確認	B'
(5) 傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費等に係る適正な給付業務の推進	B'
(6) レセプト点検の効果的な促進	B
(7) 無資格受診等の事由による債権の発生抑制及び回収の強化	B

3. 保健事業	評価
(1) 保健事業の総合的かつ効果的な促進	B
(2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進	B
(3) 各種事業の展開	A'

## II. 船員保険

1. 保険運営の企画・実施	評価
(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進	B'
(2) 情報提供・広報の充実	B
(3) ジェネリック医薬品の使用促進	B
(4) 健全かつ安定的な財政運営の確保	B'
(5) 準備金の安全確実かつ有利な管理・運用	A'

2. 船員保険給付等の円滑な実施	評価
(1) 保険給付等の適正かつ迅速な支払い	A'
(2) サービス向上のための取組	B'
(3) 高額療養費制度の周知	A'
(4) 被扶養者資格の再確認	B'
(5) レセプト点検の効果的な推進	A'
(6) 無資格受診等の事由による債権の発生抑制及び早期回収	A'

3. 保健・福祉事業の着実な実施	評価
(1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進	C
(2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進	B'
(3) 加入者に対する生涯にわたる健康生活支援のための総合的な取組み	A'
(4) 福祉事業の着実な実施	B

Ⅲ. 組織運営及び業務改革	評価
1. 業務・システムの刷新	B'
2. 組織や人事制度の適切な運営と改革	B'
3. 人材育成の推進	B'
4. 業務改革の推進	B'
5. 経費の節減等の推進	B'

Ⅳ. その他	評価
1. 事業主との連携・連携強化への取組み	B

※【判定基準】

S: 目標を大幅に上回っている      A: 目標を上回っている      B: 目標を概ね達成している  
 C: 目標をやや下回っている      D: 目標を下回っており、大幅な改善が必要

厚生労働省発保1202第2号

全国健康保険協会

理事長 小林 剛 殿

健康保険法（大正11年法律第70号）第7条の30の規定に基づき、別紙のとおり、平成24年度の健康保険事業と船員保険事業の業績の評価を行ったので、その結果を通知する。

平成25年12月2日

厚生労働大臣 田村 憲久

